b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i　要介護１　1,006単位
ii　要介護２　1,071単位
iii　要介護３　1,137単位
iv　要介護４　1,204単位
v　要介護５　1,269単位
㈤　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)
a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i　要介護１　836単位
ii　要介護２　902単位
iii　要介護３　967単位
iv　要介護４　1,034単位
v　要介護５　1,100単位
b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i　要介護１　945単位
ii　要介護２　1,010単位
iii　要介護３　1,076単位
iv　要介護４　1,143単位
v　要介護５　1,209単位
⑵　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）
㈠　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
a　要介護１　740単位
b　要介護２　805単位
c　要介護３　871単位
d　要介護４　938単位
e　要介護５　1,004単位
㈡　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
a　要介護１　849単位
b　要介護２　914単位
c　要介護３　980単位
d　要介護４　1,047単位
e　要介護５　1,112単位
⑶　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）
㈠　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
a　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i　要介護１　1,110単位
ii　要介護２　1,175単位
iii　要介護３　1,241単位
iv　要介護４　1,308単位
v　要介護５　1,373単位
b　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i　要介護１　1,110単位
ii　要介護２　1,175単位
iii　要介護３　1,241単位
iv　要介護４　1,308単位
v　要介護５　1,373単位
㈡　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
a　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i　要介護１　1,053単位
ii　要介護２　1,122単位
iii　要介護３　1,191単位
iv　要介護４　1,261単位
v　要介護５　1,329単位
b　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i　要介護１　1,053単位
ii　要介護２　1,122単位
iii　要介護３　1,191単位
iv　要介護４　1,261単位
v　要介護５　1,329単位

注１　老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第２条第３項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
２　⑶について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。
４　入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
５　入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、１月に４日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定する。
６　平成17年９月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月１日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する。